

# Ⅲ. 現行の日本の相続税・贈与税の計算上の問題点①

## 税率の違い

日本の贈与税率は、相続税の節税防止を目的として、相続税率よりも高く設定されているため、次の問題点が生じます。

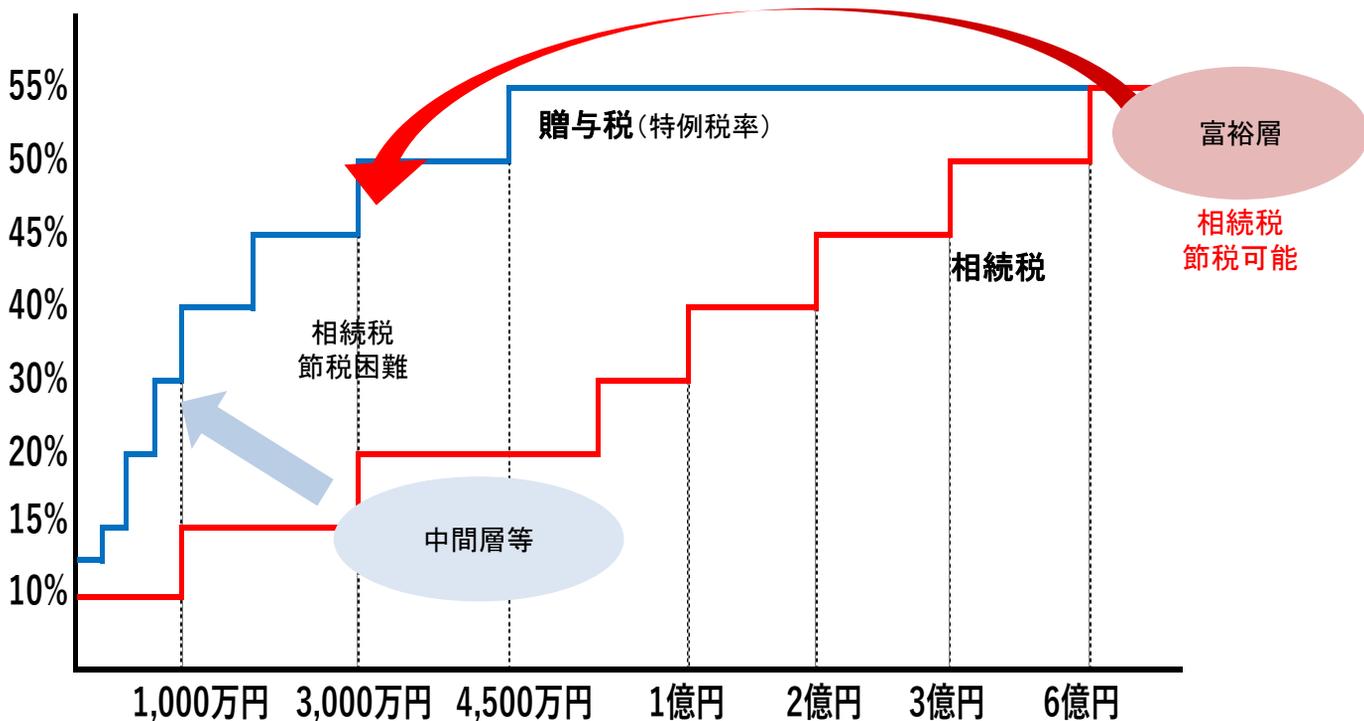
### ■問題点1

贈与税負担が重いため、中間層等は次世代への贈与を抑制してしまいます。

### ■問題点2

富裕層は、長期間に渡る分割贈与(暦年課税を選択)をすることによって、相続税の節税をしながら、多額の財産を次世代に移転することが可能な状況にあります。

■相続税と贈与税の税率構造(イメージ)

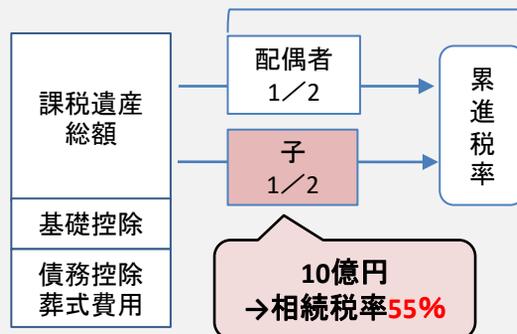


## 富裕層の場合



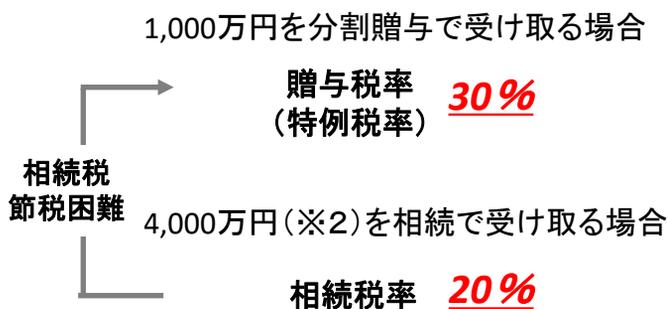
(※1) 課税遺産総額を法定相続分で乗じた金額

相続税の総額の計算  
(法定相続分で按分)



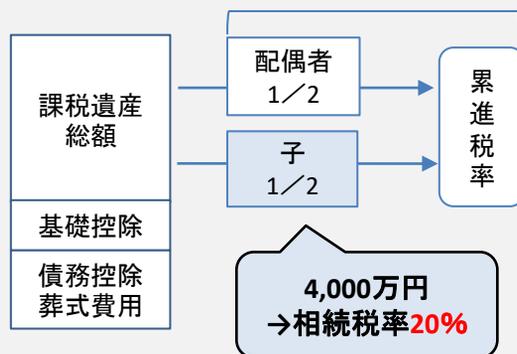
富裕層は、分割贈与によって、相続税率よりも低い贈与税率で次世代に財産を移転させることができてしまいます。この税率の差が、分割贈与(暦年課税を選択)で次世代に財産を移転するインセンティブとなっています。

## 中間層の場合



(※2) 課税遺産総額を法定相続分で乗じた金額

相続税の総額の計算  
(法定相続分で按分)



中間層は、分割贈与によって相続税率よりも低い贈与税率で次世代に財産を移転させることはあまり有効ではありません。そのため、相続のタイミングで次世代に財産を移転させようと考え、贈与を抑制する傾向にあります。